

日系人などの外国人集住地域のハローワークでは、日系人を中心とした定住外国人の若者の就職を促進するため、就業支援ガイダンスを実施するとともに、ガイダンス出席者を対象とした職業意識啓発指導や職業指導といった個別の就職支援を実施している。また、早期の就職を実現させるため、必要に応じて担当制による個々の求職者のニーズを踏まえた綿密な支援を行っている。

また、都道府県においては、訓練の受講に当たって一定の日本語能力を有する者に対して、その日本語能力などに配慮した職業訓練が実施されている。

#### (4) 性同一性障害者等に対する理解促進（文部科学省、法務省）

法務省の人権擁護機関では、「子どもの人権を守ろう」や「外国人の人権を尊重しよう」のほか、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」、「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」などを啓発活動の強調事項として掲げ、シンポジウム・講演会の開催や啓発冊子の配布を行っているほか、人権啓発ビデオ「あなたがあなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」を作成し、各法務局等における貸出しやインターネットによる配信を行うなど、各種啓発活動を実施している（第3-40図）。

文部科学省は、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒への対応について、学級担任や管理職をはじめ、養護教諭、スクールカウンセラー、教職員が協力して、実情を把握した上で相談に応じるとともに、必要に応じて関係医療機関とも連携するなど、子供の心情に十分配慮した教育相談の徹底を関係者に対して依頼している。また、平成28（2016）年4月に、性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施についての教職員向け資料を公表し、全国の教育委員会等に周知した。平成29（2017）年度においても、各都道府県・政令市教育委員会の人権教育担当指導主事等を対象に、引き続き当該資料の周知を図った。

第3-40図 人権啓発ビデオ



（出典）法務省資料

### 第3節 子供・若者の被害防止・保護

#### 1 児童虐待防止対策（厚生労働省、警察庁、法務省、文部科学省）

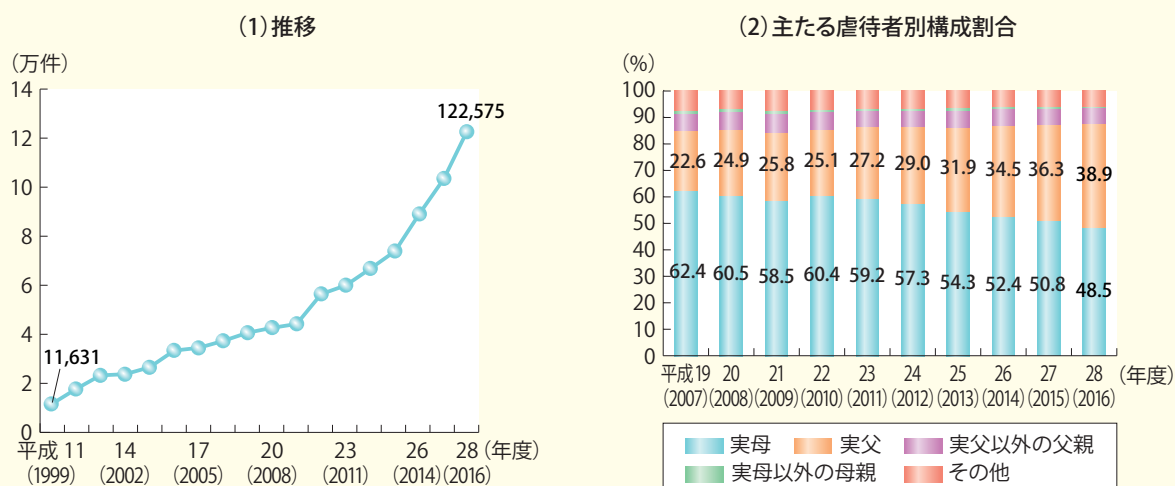
児童虐待の防止については、これまで、「児童虐待の防止等に関する法律」（平12法82）（以下「児童虐待防止法」という。）や「児童福祉法」（昭22法164）の累次の改正、「民法」などの改正により、制度的な充実が図られてきた。一方で、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加し、平成28（2016）年度には児童虐待防止法制定直前の約10.5倍に当たる122,575件となっている（第3-41図）。特に心理的虐待が増加しており、この要因としては、児童が同居する家庭における配偶者などに対する暴力がある事案（面前DV）について警察からの通告が増加していることや、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化（189）の広報、マスコミによる児童虐待の事件報道等により、国

民や関係機関の児童虐待に対する意識が高まったことに伴う通告が増加していることが考えられる。子供の生命が奪われるなど重大な児童虐待事件も後を絶たず、平成28年に警察が検挙した児童虐待事件の被害児童数1,108人のうち、67人が死亡に至っている。検挙された児童虐待事件のうち、41.8%が実父による虐待となっているが、児童が死亡に至った事件では、実母による虐待が最も高く76.1%に上っている（第3-42図）。

児童虐待は、子供の心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与るとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、その防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

第3-41図 児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数

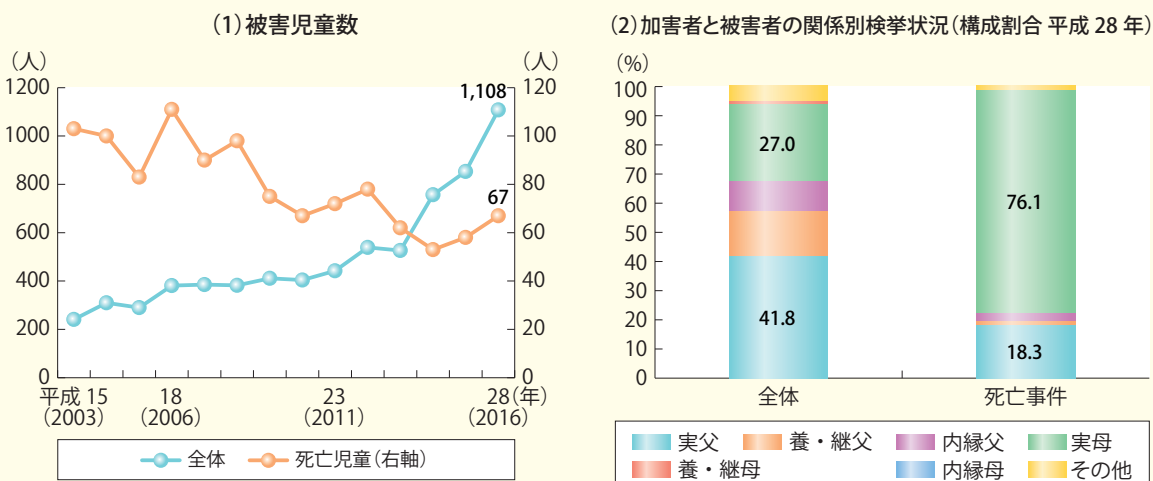
- ◆全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成28年度には約10.5倍に増加している。
- ◆主たる虐待者については、実母が48.5%と最も高い割合を占め、次いで実父が38.9%を占める。



(出典) 厚生労働省「福祉行政報告例」  
(注) 平成22年度の数値は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計したもの。

第3-42図 警察が検挙した児童虐待事件

- ◆警察が検挙した児童虐待事件のうち、被害児童が死亡に至った事件では、加害者の76.1%が実母である。



(出典) 警察庁「少年の補導及び保護の概況」

このような課題に対処するため、児童福祉法等の改正が2年連続で行われ、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図っている。平成28年5月に成立し、平成29(2017)年4月に全面施行された「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平28法63)(第3-43図)では、初めて子供を権利の主体として法律に位置付けるなど児童福祉法の理念を明確化するとともに、子育て世代包括支援センターの設置、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずることとされた。さらに、平成29年5月に成立した「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(平29法69)(第3-44図)では、虐待を受けている児童等の保護を図るため、家庭裁判所が都道府県等に対して保護者への指導を勧告することができることとする等、司法関与を強化する等の措置を講ずることとされた。

また、平成28年4月より、「児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議」を設置、開催するなど、関係府省庁(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省及び厚生労働省)が緊密に連携し、総合的な児童虐待防止対策について、政府全体で強化を図り、一層効果的に推進している。

### 第3-43図 児童福祉法等の一部を改正する法律の概要

#### 児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)の概要

(平成28年5月27日成立・6月3日公布)

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

##### 改正の概要

##### 1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

##### 2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供できるよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

##### 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

##### 4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県(児童相談所)の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県(児童相談所)の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

(検討規定等)

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

##### 施行期日

平成29年4月1日(1、2(3)については公布日、2(2)、3(4)(5)、4(1)については平成28年10月1日)

(出典) 厚生労働省資料